

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業
 (COREハイスクール・ネットワーク構想)
 公募要領(高等学校等における調査研究)
 目次

1. 事業の背景・目的	- 1 -
2. 事業の概要	- 1 -
(1) 事業概要	- 1 -
(2) 指定の対象	- 1 -
(3) 調査研究のテーマ	- 1 -
(4) 事業の申請者	- 2 -
(5) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項	- 2 -
(6) 指定予定件数	- 2 -
(7) 申請要件	- 2 -
(8) 実施期間	- 2 -
(9) 委託額上限	- 3 -
(10) 経費	- 3 -
人件費・謝金について	- 4 -
旅費について	- 5 -
消費税相当額について	- 5 -
委託費の対象外となる取組について	- 5 -
設備備品費について	- 6 -
3. 審査方法	- 6 -
(1) 審査手順	- 6 -
(2) 企画評価会議による意見	- 6 -
4. 事業の実施	- 6 -
(1) 公募及び契約締結	- 6 -
(2) 指定時に付された条件の反映	- 7 -
(3) 遠隔授業実施に係る特例	- 7 -
(4) 事業検証のための調査研究との協力	- 7 -
(5) 委託事業完了報告書の提出(委託要項9を参照)	- 7 -
(6) 成果の普及	- 7 -
5. 提出書類	- 7 -
(1) 提出書類	- 7 -
(2) 提出期限	- 8 -
(3) 提出先	- 8 -
(4) 提出方法	- 8 -
申請希望調書【別紙様式1】	- 8 -
構想調書等【別紙様式2～7等】	- 9 -
(5) 留意事項	- 10 -
6. その他	- 10 -
(1) 事業の申請者の留意事項	- 10 -
(2) 事業の評価等	- 10 -
(3) 公表等	- 10 -
7. 問合せ先	- 10 -
8. 今後のスケジュール	- 11 -

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業
(COREハイスクール・ネットワーク構想) 公募要領
(高等学校等における調査研究)

令和3年1月5日
初等中等教育局長決定
令和3年1月19日一部改正

1. 事業の背景・目的

複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用により、中山間地域や離島等の高等学校においても生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を可能とする高等学校教育を実現するとともに、地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制を構築し、持続可能な地方創生の核としての高等学校の機能強化を図ることの重要性が、中央教育審議会新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループの審議まとめで示されました。

これらを踏まえ、生徒が通学できる地域唯一の学校として中山間地域や離島等に立地する高等学校及び中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」という。)において、複数の高等学校等の連携によるネットワーク構築に資する実証的資料を得ることを目的として、中山間地域や離島等に立地する複数の高等学校等と都市部の高等学校等とが協力し、教育課程を共通化し、同時双方向型の遠隔授業を行う学校のネットワークにおいて、生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を可能とする方策や学校間連携を行うための運営体制に関する調査研究を行うとともに、持続的な地方創生の核としての高等学校等の機能強化を図る「COREハイスクール・ネットワーク構想」事業を実施します。

2. 事業の概要

(1) 事業概要

文部科学省は、中山間地域や離島等に立地する複数の高等学校等と都市部の高等学校等とが協力し、教育課程を共通化し、遠隔授業を行う学校の連携協働体制をCOREハイスクール・ネットワーク(以下「COREネットワーク」という。)に指定し、生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を可能とする方策や、学校間連携を行うための運営体制についての調査研究を進めます。あわせて、中山間地域や離島等の構成校は市町村、高等教育機関、産業界等との協働によるコンソーシアムを構築し、学校外の教育資源を活用した探究的な学びなどによる教育の高度化・多様化や地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成に関する取組を行うこととします。

(2) 指定の対象

指定の対象となるCOREネットワークは、都市部の中・大規模校と比べた場合に開設されている教科・科目数が少なく、生徒の選択できる教科・科目が限定的となっている中山間地域や離島等に立地する複数の学校と都市部に立地する中・大規模校で構成され、教育課程の共通化やICT機器を活用した遠隔授業や学校間連携を行うための運営体制に関する取組、地域課題の解決等に関する探究的な学びなどに取り組む学校間のネットワークを想定しています。なお、COREネットワークを構成する高等学校等(以下「構成校」という。)は、全日制課程及び定時制課程のすべての高等学校等を対象とします。

(3) 調査研究のテーマ

COREネットワークにおいては、次の から の全てを研究テーマとして、それぞれのテーマの具体的な目標の設定・実施計画の策定をした上で、調査研究を行うこととし、また、その成果については具体的な評価を行うこととします。

また、遠隔授業の実施に当たっては、受信教室における体制の在り方に関する調査研究を加えて行うことができることとします。

なお、調査研究を行うに当たり、生徒の学力に関する目標を設定する際には、学びの基礎診断等を活用し、本事業により行われる授業を履修する学年の学力の状況を1年次から3年次にわたって測定することや、構成校以外の高等学校等と比較可能な方法により測定することなど、可能な限り本事業による効果が明らかとなるような方法とすることとします。

< 研究テーマ >

教育課程の共通化やICT機器を最大限に活用した「教科・科目充実型」の遠隔授業などにより、中山間地域や離島等に立地する高等学校等において、生徒のニーズに応じた多様かつ質の高い教科・科目の開設や習熟度別指導を実現する取組及び遠隔授業の実施形態に関する取組

(例)

ア 主として、生徒の興味・関心に応じた多様かつ質の高い教科・科目開設に関すること。

イ 主として、生徒の特性や学習進度等に対応した習熟度別指導の実施に関すること。

ウ 免許外教科担任制度の利用解消に関すること。

学校間連携を行うための運営体制に関する取組

市町村、高等教育機関、産業界等との協働によるコンソーシアムを構築し、学校外の教育資源を活用した探究的な学びなどによる教育の高度化・多様化に関する取組

(4) 事業の申請者

事業の申請は、高等学校の設置者(国立の学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立の学校にあっては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立の学校にあっては当該学校を設置する学校法人、株式会社立の学校にあっては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。) 又は複数の設置者により組織する実行委員会等(以下「実行委員会等」という。) の代表機関から文部科学省に行うこととします。

(5) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 指定予定件数

13 ネットワーク程度(指定件数は「COREハイスクール・ネットワーク構想事業企画評価会議」(以下「企画評価会議」という。) において決定する。)

(7) 申請要件

本事業の実施に際しては、以下の要件を全て満たすものとします。

中山間地域や離島等に立地する構成校において、複数の構成校の教育課程を共通化し、生徒のニーズに応じた多様かつ質の高い教科・科目の開設や習熟度別指導等を行うための遠隔授業を行うこと。

学校間連携を行うための運営体制に関する取組を行うこと。

主として遠隔授業を受信する中山間地域や離島等の構成校は市町村、高等教育機関、産業界等との協働によるコンソーシアムにおいて、学校外の教育資源を活用した探究的な学びなどによる教育の高度化・多様化や地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成に関する取組を行うこと。

本事業の成果普及のための取組を行うこと。(公開授業や研究発表を年 1 回以上行うこと。)

管理機関又はコンソーシアムは、CORE ネットワーク及び構成校における取組が文部科学省による委託期間終了後においても継続的に取組が行えるよう支援すること。

本事業の目的を踏まえた成果目標を設定し、毎年度評価を行うとともに、事業 3 年目の最終評価における確実な成果検証を行うこと。

(8) 実施期間

実施期間は原則として 3 年間とします。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、委託契約期間は契約書で定めるものとします。

なお、年度ごとの実績や、翌年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された調査研究を次年度の対象とします。

また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該実施期間を必ず保証するものではありません。

(9) 委託額上限

構想内容を踏まえ、以下のとおりとします。

1 ネットワーク当たりの年間経費支援額（初年度）：1,482 万円

最終的な委託金額は、企画評価会議において、構想の規模及び本事業全体の予算額等に応じて調整します。なお、指定2年目以降の委託金額については、構想の計画、前年度の実績、執行状況及び本事業全体の予算額等を勘案して検討します。

(10) 経費

本事業に係る経費は、指定内定後、改めて別途提出を求める実施計画書（地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）委託要項（以下「委託要項」という。）6.（1））に基づき、文部科学省と管理機関がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、初等中等教育振興事業委託費（「地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）」）により、文部科学省から措置を行うこととします。

また、本事業において管理機関又は構成校が、同時に他の国の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないので、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することが必要です。

なお、本事業において使用できる経費の種類は、「経費区分一覧表」のとおりとします。

経費区分一覧表

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な経費のみ)	積算基礎・備考
1. 諸謝金	・ 外部有識者謝金 等	・ 都道府県等管理機関における基準単価。 ・ ただし、著しく高いものは不可。
2. 旅費	・ 外部有識者の旅費 ・ 教員等の連携交渉、学習活動の引率、対面授業のための旅費 ・ 複数校連携による生徒の学習活動・実習に係る費用(交通費、宿泊費) ・ 全国フォーラム参加旅費	・ 都道府県・市町村等における旅費規程又は実費。 ・ 電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ。 ・ 旅行先、泊数を明記。 ・ 本事業を実施する機関と意見交換のための旅費は対象とするが、それ以外の自治体等への視察のための旅費は対象外。
3. 借損料	・ 物品借料	・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。
4. 会議費	・ 会場借料（会議や発表会等の開催） ・ 外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・ 原則として受託機関の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る。
5. 通信運搬費	・ はがき代 / 郵券代 / 郵便小包 / 電話代 等	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。

		<ul style="list-style-type: none"> 電話代等の通信費は、支出根拠が明確かつ本事業における使用分を分けることができる場合に限る。
6. 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 用紙代 記録用 CD / DVD 等 トナー代 / インク代 遠隔授業に必要な教育用ソフト 	<ul style="list-style-type: none"> 実費。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 パソコン、タブレット PC の購入は不可(遠隔システム制御用 PC は除く。)
7. 雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 発表会開催に係るイベント運営業務 遠隔授業に必要な教育用ソフトのライセンス料、クラウドサービスの月額使用料 その他上記に属さない経費(振込手数料、保険料等) 	<ul style="list-style-type: none"> 雑役務費における業務委託は、本事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務に限る。 支出の詳細が分かるようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 報告書作成費 	<ul style="list-style-type: none"> 実費。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 用紙代は消耗品費に計上。 部数は常識的な範囲に限る。
8. 人件費	<ul style="list-style-type: none"> C I O 	<ul style="list-style-type: none"> 管理機関において雇用(非常勤)。
9. 設備備品費	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔授業システムに必要な機器、什器 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔授業を実施する際に必要となる設備備品(単価 10 万円以上かつ耐用年数 1 年以上のもの)。(参照) 初年度のみ措置。
10. 消費税相当額	<ul style="list-style-type: none"> 人件費等の不課税経費 	<ul style="list-style-type: none"> 課税事業者の場合、左記に係る消費税相当額(10%)を別途計上
11. 一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業分として経費の算定が難しい光熱水料等に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の直接経費(1 諸謝金 ~ 10 消費税相当額)に一定の率(一般管理費率)を乗じて算定した額(10%を上限) 地方公共団体以外が申請する場合に限る。
12. 再委託費		<ul style="list-style-type: none"> 再委託が合理的であると認められた場合のみ一部可

人件費・謝金について

() C I O 人件費・謝金

a. 趣旨

C O R E ネットワーク構想の目的を達成するため、遠隔授業システムに関する知見を有する人材。学校間の遠隔授業システムネットワークの構築や遠隔授業に関する教職員の指導・研修等を担当する。

b. 勤務形態等

管理機関が委嘱又は非常勤として任用。委嘱等の手続き及び謝金・報酬の支給等は管理機関が行う。

< 留意事項 >

- 上限額には、社会保険(事業主負担分を含む)・労災保険・健康保険、通勤費等を含む。
- 管理機関が独自に負担することにより、複数名を雇用することも可能。
- 遠隔授業の受信教室で、情報機器等の操作など教室に配置し授業の支援を行うような人材に係る経費については、対象外とします。

旅費について

COREネットワーク内で、生徒の学習交流のために必要な旅費や遠隔授業を担当する教員が行う対面授業のために必要な旅費は、委託費の対象とします。

消費税相当額について

文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額を計上することとなります。ただし、消費税込みの金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意が必要です。

委託金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取扱いが異なりますので、下記の「課税対象表」を参照の上、適切な消費税額を計上してください。

() 課税事業者の場合（私立学校等）

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上します。

() 免税事業者の場合（地方公共団体）

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分のみ消費税額を含めた金額とします。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しません。）

種別	内訳等	対象	注意事項等
人件費		不課税	消費税相当額算出 給与として交通費を含めている場合 交通費は消費税込みなので留意
諸謝金		課税対象	委託先の基準により、税込金額か税別 金額か取扱が異なるので要確認。給与 として支給される場合は賃金と同様。
旅費（国内）	日当・宿泊費・運賃	課税対象	通常は税込金額
旅費（外国旅費）	航空運賃	不課税	消費税相当額算出
	外国宿泊費・日当	不課税	消費税相当額算出
借損料		課税対象	
消耗品費		課税対象	
会議費		課税対象	
通信運搬費		課税対象	切手は税込金額
雑役務費		課税対象	
設備備品費		課税対象	

委託費の対象外となる取組について

() 本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組

COREネットワークを中心とした教育に直接関連しない取組については対象外とします。

() コンソーシアム構成員等に対する謝金

COREネットワークの構成校が地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制を構築するための、会議出席のための謝金や旅費は委託費の対象として差し支えありませんが、地域とのコーディネートを担当する人材や生徒と地域をつなぐ人材として恒常的に必要となる経費（人件費、謝金、旅費等）については、本事業終了後の取組継続等を図るため、対象外とします。

() 環境整備

遠隔授業システムのうち、GIGAスクール構想や地方財政措置されているICT機器については、対象外とします。（参照）

また、遠隔授業システム制御用PC以外のPC（タブレットPCを含む。）は、対象外とします。

() 個人の取組

- a. 生徒、教職員が個人として、研修の受講やコンクールへの参加などを行う場合、受講料・参加費・旅費は対象外とします。
 - b. 学会、団体や協会等に会員として登録する場合の登録費、入会金、年会費等は対象外とします。
 - c. 外部有識者が出席する会議の開催に必要なお茶代（菓子等は含まない。）等を除き、飲食費は対象外とします。
 - d. 教育職員免許状の授与申請に係る手数料は、結果として個人の利益に属するため、委託費の対象外とします。
- () 教員研修、視察のための旅費
本事業実施にあたり、構成校の教職員を対象に実施する研修会に構成校以外の教職員が参加するための旅費や、本事業を実施する機関以外の取組を視察するための旅費、外国旅費は対象外とします。
- () 教科書、補助教材
受信校の教員及び生徒用の教科書や補助教材の購入費は、委託費の対象外とします。

設備備品費について

設備備品費については、COREネットワーク構想を実現するための遠隔授業に必要な設備備品（単価が10万円以上でかつ耐用年数が1年以上のものに限る。）を以下の条件のもと初年度についてのみ計上することを可能とします。

- () 遠隔授業実施のために設置する設備のうち、次の設備とします。

【設備備品費として対象とする機器（個数は1教室あたり）】

機器	個数	備考
遠隔会議システム	1	マイク（1）、スピーカー（1）、カメラ（1）、制御用PC（1）を含む。
大型提示装置	1	プロジェクターとスクリーンのセットに変更することができる。
マイク、スピーカー、カメラ	1	遠隔授業システムに附属して整備するものに追加して必要な場合に限る。
教科・科目の特性により必要となる機器	必要最小限度とする	遠隔授業で実施する教科・科目の特性により真に必要な場合に限る。
什器	必要最小限度とする	遠隔授業システム、大型提示装置等の設置に必要な最小限度の什器に限る

- () () であっても学校が保有している設備で対応できるものは対象外とします。
- () 設備場所に設備を備え付けるための工事費及び運搬費、初期設定費や操作指導料については対象外とします。（受託者負担）
- () 設備場所や設備環境の整備に係る経費は対象外とします。（受託者負担）
- () 設備の保守やメンテナンスに係る経費は対象外とします。（受託者負担）

3. 審査方法

(1) 審査手順

本事業の指定のための審査は、提出された申請資料に基づく「書面審査」により行います。その後、企画評価会議において書面審査を踏まえた合議審査により指定するCOREネットワークを決定します。

(2) 企画評価会議による意見

指定に当たっては、企画評価会議における審査を踏まえ、構想についての改善のための条件を付すことがあります。

4. 事業の実施

(1) 公募及び契約締結

この公募は、令和3年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があることに留意してください。

また、国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後に生じた経費のみが委託費の対象となることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

(2) 指定時に付された条件の反映

管理機関は、事業の実施に当たっては、「3.(2)」に記載する企画評価会議による構想についての改善のための条件を踏まえて実施するよう御留意ください。以下の「6.(2)」に記載する事業の評価においては、この条件への対応状況についても評価対象となります。

(3) 遠隔授業実施に係る特例

指定されたCOREネットワークの構成校において、遠隔授業の受信教室における体制の在り方に関する調査研究を行う場合にあっては、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」（平成27年4月24日付27文科初第289号初等中等教育局長通知）により、受信教室に当該高等学校等の教員を配置すべきこととされている教員を配置せずに実習助手や学習支援員等の教員以外の当該高等学校等の職員を配置することもできることとします。この場合、実習助手や学習支援員等の職員には、受信教室における安全管理や、遠隔授業に係る機器に不具合が生じた場合の対応、学習支援等の対応を行うこととします。なお、受信教室が置かれる高等学校等の責任において安全管理をすることが必要となるため、当該職員については高等学校等の校長の指揮監督下にあることが必要です。

(4) 事業検証のための調査研究との協力

本事業においては、構成校における調査研究のほか、COREネットワーク及び構成校における調査研究全体の取組を分析し、調査研究に参画していない学校間でも活用可能な小規模校学校間ネットワークのモデルを構築するための実証検証を行うこととしています。

管理機関においては、当該調査研究の代表機関が実施する調査研究に協力し、連携しながら構成校における調査研究を行う必要があります。

(5) 委託事業完了報告書の提出（委託要項9を参照）

指定された構想の申請者は、構想に定めた毎年度の目標達成状況を含め、調査研究実施計画の実施状況につき適切な評価を行い、毎年度、調査研究の進捗状況とともに委託事業完了報告書（委託要項（別紙様式3））を提出してください。

なお、提出された書類において、調査研究の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は管理機関に対し、改善を求めることとします。

また、本事業の実施に伴い作成する成果物（事業概要・説明資料、冊子、パンフレット等）については、他の高等学校等や都道府県等に対して調査研究した成果を普及することを目的として作成し、調査研究完了報告書等に添えて提出してください（紙媒体3部及び電子媒体）。

(6) 成果の普及

本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たすとともに、他の高等学校等に対する情報提供を通じた成果の幅広い普及の観点から、文部科学省ホームページ等により随時公表します。

5. 提出書類

(1) 提出書類

別紙様式1～7及び添付資料

本事業の趣旨及び目的等を十分に踏まえて、記入要領を参照のうえ所定の様式（別紙様式1～7及び添付資料）で調書を作成し、文部科学省初等中等教育局宛に申請してください。様式は、文部科学省のホームページからダウンロードしてください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00082.html

又は <http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kp010000.asp>

令和3年度に在籍する生徒の教育課程表を入学年度ごとに作成し提出してください。

審査基準に記載のある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを添付してください。

誓約書

地方公共団体、国立大学法人以外が事業の申請者となる場合は、別紙様式7「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出してください。「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、委託契約を無効とします。

申請に当たっての各書類の提出については、下記一覧の左欄に記載の申請者が、右欄に記載の組織に提出し、右欄の組織が取りまとめた上で文部科学省に提出してください。

申請者	取りまとめ機関
・国公立の高等学校等を設置する国公立大学法人 ・国公立の高等学校等の学校設置者を実行委員会等の代表機関とする実行委員会等	国公立大学法人附属学校事務主管課
・公立の高等学校等（指定都市立のものを除く）の学校設置者 ・公立の高等学校等（指定都市立のものを除く）の学校設置者を実行委員会等の代表機関とする実行委員会等	都道府県教育委員会高等学校教育主管課
・指定都市立の高等学校等の学校設置者 ・指定都市立の高等学校等の学校設置者を実行委員会等の代表機関とする実行委員会等	指定都市教育委員会高等学校教育主管課
・私立の高等学校等の学校設置者 ・私立の高等学校等の学校設置者を実行委員会等の代表機関とする実行委員会等	学校の設置者
・株式会社立の高等学校等の学校設置者 ・株式会社立の高等学校等の学校設置者を実行委員会等の代表機関とする実行委員会等	学校の設置者

(2) 提出期限

申請希望調書（別紙様式1）

：令和3年1月29日（金）17時必着 提出期限は厳守のこと

構想調書等（別紙様式2～別紙様式7（添付資料を含む。））

：令和3年2月5日（金）17時必着 提出期限は厳守のこと

申請希望調書の提出期限までに申請希望調書の提出がない場合には、構想調書等の提出があっても審査の対象にはなりません。

(3) 提出先

電子媒体送付先：core-net@mext.go.jp

(4) 提出方法

申請希望調書【別紙様式1】

申請数の概数を把握し円滑な審査を実施するため、構想調書等の提出に先立って申請希望調書の電子媒体（Excelファイル）をメールにて提出をお願いします。提出する際は、5.（1）の一覧の取りまとめ機関が取りまとめの上、以下の手続に沿って送付ください。申請希望調書の提出がない場合は、後日構想調書等を提出いただいても、申請を受け付けません。

・提出する際の電子メールの件名及びファイル名について

「CORE 構想申請希望調書：都道府県・指定都市名（公立・私立）、国立大学法人名又は認定自治体名（株立）」（「」は除く。）としてください。

(例) 県教育委員会の場合「CORE 構想申請希望調書： 県（公立）」
私立学校法人の場合「CORE 構想申請希望調書： 県（私立）」
大学（国立大学法人）の場合「CORE 構想申請希望調書： 大学」
認定自治体の場合「CORE 構想申請希望調書：認定自治体名（株立）」

構想調書等【別紙様式2～7等】

構想調書等は、ダウンロードした様式（Word及びExcel形式）をPDFファイルに変換した電子データを正本として提出してください。

また、別紙様式5の添付資料等紙媒体による資料がある場合、当該資料をPDFファイルにすることが可能な場合はPDFファイルを、PDFファイルにすることが困難等により紙媒体による提出を希望する場合は、紙媒体により提出してください。

なお、PDF変換する前の形式の電子データを副本として提出してください。

別紙様式7については、地方公共団体、国公立大学法人、独立行政法人が事業の申請者となる場合は提出不要です。

PDFファイルの作成に当たっては、元データと同様の表示内容が反映されていることを必ず確認の上で提出してください。なお、PDFファイルへの変換ミス等による正本の再提出は、提出期限後においては一切受け付けません。

電子メールでの構想調書等の提出後、文部科学省より受領確認の返信メールを送りますので、必ず当該メールの受信を確認してください

紙媒体により提出を希望する場合の送付先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 COREネットワーク担当 あて

電子データを提出する際には、様式ごとのファイルとせずに、ダウンロードしたファイルのページやシートを追加して作成したもの（記入例等の不要なページやシートは削除してください。）を提出してください。

また、5.(1)の一覧の取りまとめ機関が取りまとめの上、期日までにまとめて提出ください。

<電子メールの件名について>

提出する際の電子メールの件名については、「CORE 構想調書：都道府県・指定都市名（公立・私立）、国立大学法人名又は自治体名（株立）」（「」は除く。）としてください。

(例) 県教育委員会の場合「CORE 構想調書： 県（公立）」
私学学校法人の場合「CORE 構想調書： 県（私立）」
大学（国立大学法人）の場合「CORE 構想調書： 大学」
認定自治体の場合「CORE 構想調書：認定自治体名（株立）」

<電子ファイルの件名について>

また、構想調書等を電子媒体で提出する際の各ファイル名については、PDFファイル、Wordファイル、Excelファイル等の拡張子の前のファイル名をそれぞれ「都道府県番号（半角）+（半角スペース）+申請機関名+構想調書」としてください。都道府県番号は、別紙様式1の「都道府県番号」を参考に各自記入してください。

(例)

...北海道教育委員会が申請する場合

01 北海道教育委員会構想調書.pdf（pdfファイルの場合）

01 北海道教育委員会構想調書.docx（Wordファイルの場合）

01 北海道教育委員会構想調書.xlsx（Excelファイルの場合）

01 北海道教育委員会構想調書.pptx（PowerPointファイルの場合）

...東京都にある 学校法人が申請する場合

- 13 学校法人構想調書.pdf (pdf ファイルの場合)
- 13 学校法人構想調書.docx (Word ファイルの場合)
- 13 学校法人構想調書.xlsx (Excel ファイルの場合)
- 13 学校法人構想調書.pptx (PowerPoint ファイルの場合)

(5) 留意事項

申請書類の作成・郵送費用については、審査結果に関わらず申請者の負担とします。また、提出された申請書類については返却しません。

事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負いません。

提出された申請書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合でも、差し替えや訂正は認めません。

申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。

提出された申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、企画評価会議において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは、文部科学省「個人情報保護」WEB サイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を御覧ください。

公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できません。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示します。

6. その他

(1) 事業の申請者の留意事項

指定がなされ、初等中等教育振興事業委託費の交付を受けた場合、事業の申請者は以下のことに留意してください。

経理事務等

本事業の経理事務等を適切に行うため、「地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業(COREハイスクール・ネットワーク構想)委託要項(高等学校等における調査研究)」に基づき、管理機関が計画的に経費の管理を行ってください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、当該取組を実施した年度の翌年度から5年間保存してください。

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(2) 事業の評価等

文部科学省は企画評価会議と協力して、事業終了後に委託期間全体の実績に関する事後評価を実施します。また、毎年度の調査研究完了報告書における内容は、次年度以降の委託費の配分に勘案するとともに、事業目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。

また、事後評価等については、企画評価会議で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

(3) 公表等

文部科学省においては、指定した構想及びその内容を公表する予定です。構想調書等に基づき広報資料の作成等を行うことを予定しておりますので、事業の申請者は御協力ください。

また、管理機関においては、指定後3年間、構想調書、毎年度の取組状況・成果等を管理機関のWEBサイトで公表することとします。他の学校や生徒を含め、広く情報提供して積極的な情報発信に努めてください。

7. 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 高校改革事業担当
電話：03-5253-4111（内線 2022）
FAX：03-6734-3727
電子メールアドレス：core-net@mext.go.jp

8. 今後のスケジュール

下記は、現時点でのスケジュールですが、申請件数によっては、審査期間の延長により予定が後ろ倒しになる可能性があります。

令和3年1月 6日	公募開始
1月14日	公募説明会
1月29日	申請希望調書の提出締切り【別紙様式1】
2月 5日	構想調書等の提出締切り【別紙様式2～7等】
2月下旬	書面審査
3月中旬	企画評価会議による合議審査
3月下旬	審査結果の通知及び内定
4月上旬	指定

予算成立の時期により契約時期が変更となります。

契約書締結後に生じた経費のみが委託経費の対象となるので、構想調書等の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

**地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業
(COREハイスクール・ネットワーク構想)
申請希望調査**

1. 申請主体等

都道府県	管理機関名

※実行委員会方式による場合は、代表機関名を記入してください。

2. 実行委員会方式による申請の場合の構成機関等

実行委員会等の名称	実行委員会等を構成する機関名	実行委員会等を構成する機関の代表者名
	(代表機関)	

※欄が不足する場合は追加してください。

3. ネットワークの名称

--

4. COREハイスクール・ネットワークを構成する高等学校等

学校名 (新学校名)	課程	学科	在籍生徒数	設置者

※欄が不足する場合は適宜別紙を追加し、添付してください。

【管理機関担当者連絡先】

所属・課室名	
担当者氏名	
直通電話番号	
担当課メールアドレス	

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

管理機関名
代表者職氏名

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築
事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）の指定に係る申
請について

標記の件について、下記の学校によりCOREハイスクール・ネットワークを
構成することとし、構想調書を提出します。

記

1. COREハイスクール・ネットワークの名称

ネットワーク構想

2. COREハイスクール・ネットワークを構成する高等学校等

	学校名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		

【COREネットワークを構成する学校の記入欄が不足する場合には、適宜追加して差し支えないこと。】

別紙様式 3

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業
(COREハイスクール・ネットワーク構想) 構想調書

管理機関名	
COREネットワークの名称	

1 COREネットワークを構成する高等学校等の状況

	学校名	設置者	課程	学科	生徒数	教員数
1						
2						
3						
4						
5						
6						

【COREネットワークを構成する学校の記入欄が不足する場合には、適宜追加して差し支えないこと。】

2 構想の目的等

- (1) COREネットワークを構成する高等学校等を取り巻く状況の分析、COREネットワークによる取組の必要性

※10.5ポイント以上。1ページ以内で記入すること。

(2) COREネットワークによる取組の目的・目標（COREネットワークの取組を通じて育成を目指す資質・能力についても併せて記載すること。）

※10.5ポイント以上。1ページ以内で記入すること。

3 実施体制

(1) 管理機関の実施体制

①管理機関における実施体制や事業の管理方法



※10.5ポイント以上。1ページ以内で記入すること。

②C I Oの活用（遠隔授業システムの構築、教職員研修等）

※10.5 ポイント以上。1 ページ以内で記入すること。

③事業全体の成果検証、評価のための体制、考え方

※10.5ポイント以上。1ページ以内で記入すること。

(2) コンソーシアムの体制

① (学校名)

機関名	機関の代表者名

コンソーシアムが取り組む内容

--

※10.5 ポイント。7行以内で記入すること。

② (学校名)

機関名	機関の代表者名

コンソーシアムが取り組む内容

--

※10.5 ポイント。7行以内で記入すること。

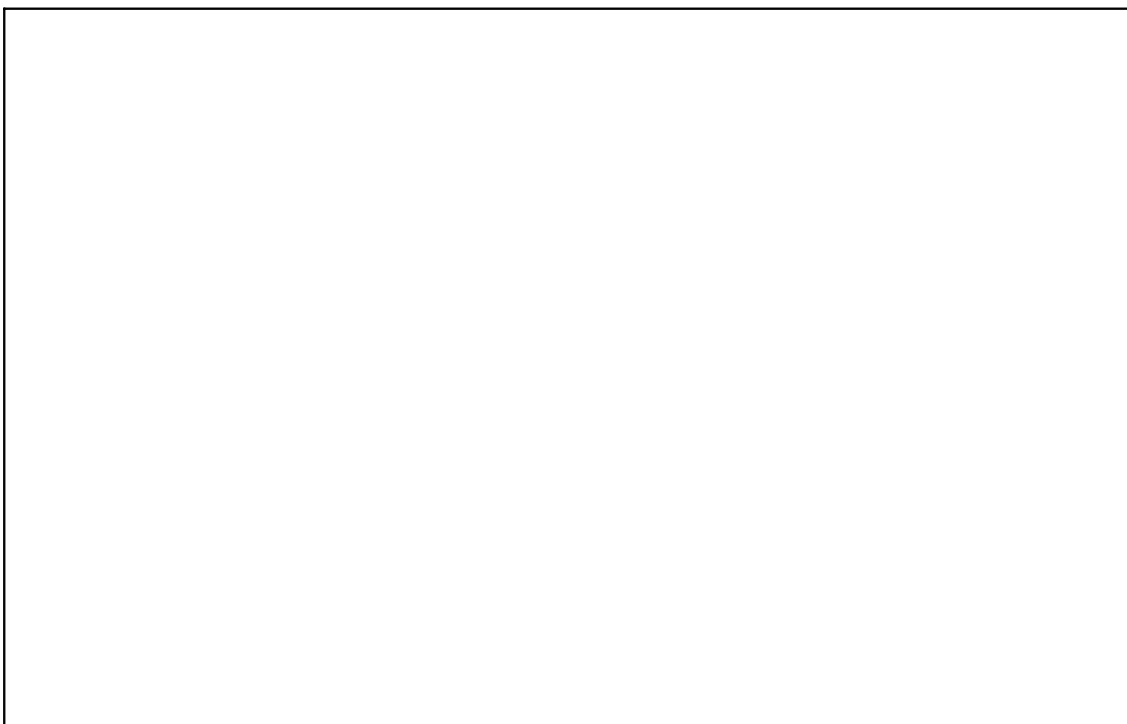
【コンソーシアムの記入欄が不足する場合には、適宜追加して差し支えないこと。】

(3) 高等学校等と地元自治体等の関係機関等との地域との協働に取り組むための工夫

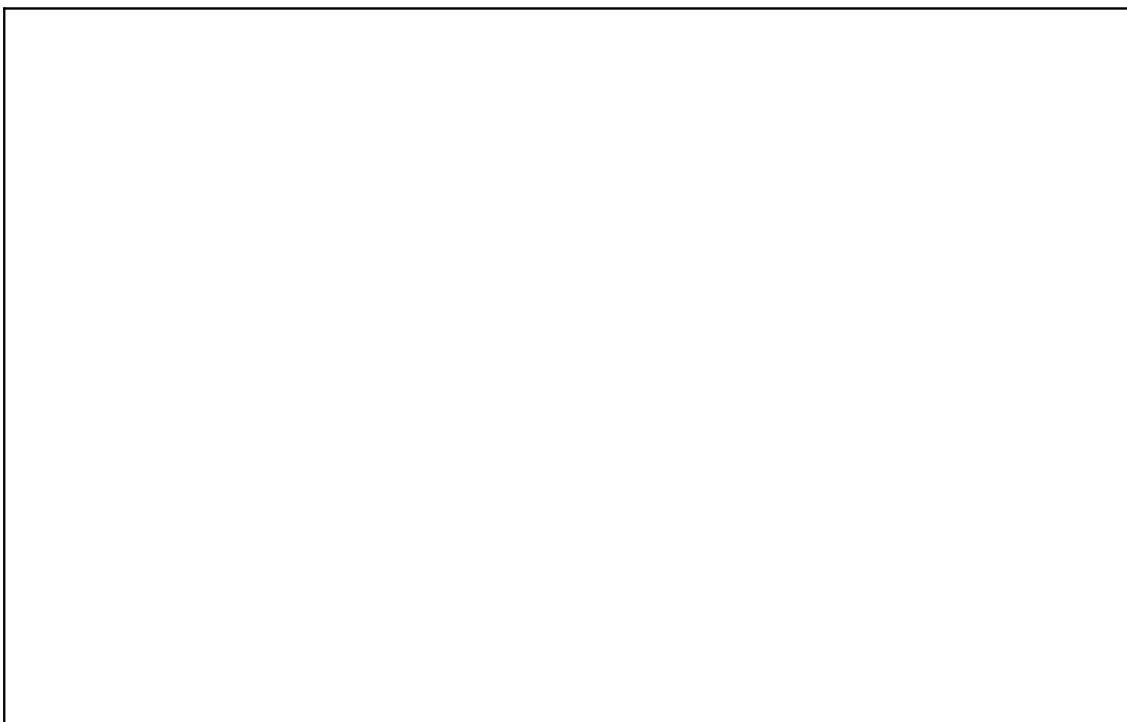
※10.5 ポイント以上。1 ページ以内で記入すること。

(4) COREネットワークを構成する高等学校等における取組

①事業実施に関する生徒、保護者、地域等への説明の実施



②各高等学校等の受信教室に教員以外の者を配置する場合の目的、必要性、具体的な職、緊急時の対応等



※10.5ポイント以上。1ページ以内で記入すること。

4 3ヶ年の調査研究計画

(1) 3ヶ年の調査研究計画の概要

※10.5ポイント以上。1ページ以内で記入すること。

(2) 複数の高等学校等で共通化する教育課程・遠隔授業に関する取組の概要

※10.5 ポイント以上。1 ページ以内で記入すること。

(3) 学校間連携を行うための運営体制に関する取組の概要

※10.5ポイント以上。1ページ以内で記入すること。

(4) 地域課題解決に向けた探究的な学びなどに関する取組の概要

※10.5ポイント以上。1ページ以内で記入すること。

5 令和3年度の調査研究計画

(1) 計画の内容

月	調査研究計画の内容	
	①高等学校等の連携による遠隔授業などICTも活用した取組	②地元自治体等の関係機関と連携・協働した取組
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		

1 0 月		
1 1 月		
1 2 月		
1 月		
2 月		
3 月		

※令和3年度の調査研究計画は2ページ以内。

※4（3）の学校連携を行うための運営体制に関する取組については、①の欄に記載すること。

※遠隔授業システムを活用した教育課程外の活動については、アンダーラインを付すこと。

(2) 調査研究の進捗状況の定期的な確認や改善の仕組み



6 成果の普及、国の調査研究終了後の取組継続のための仕組み



※10.5ポイント以上。1ページ以内で記入すること。

7 遠隔授業システムの接続形態・ネットワーク環境等

(1) 接続形態及びネットワーク環境

項目		整備済 (5点)	一部整備済 (2点)	整備予定 (1点)
遠隔授業システムの接続形態	直接接続型			
	専用サーバー型			
	クラウド（ASP）型			
インターネットへの接続は、すべての高等学校等が最大1Gbps以上回線				
校内LANケーブルの基幹部分は10Gbpsで接続可能なCategory6A以上又は光ケーブルで整備				
理論上、遠隔授業システム1台当たり2.0Mbpsの帯域を確保				
小計				
合計				

※項目毎にCOREネットワークを構成する全ての学校の整備状況について、令和2年度末時点で、全ての学校で整備済の場合は整備済の欄に「5」、一部の学校では整備されているが整備されていない学校がある場合は一部整備済の欄に「2」、全ての学校で今後整備する必要がある場合には整備予定の欄に「1」を記入してください。

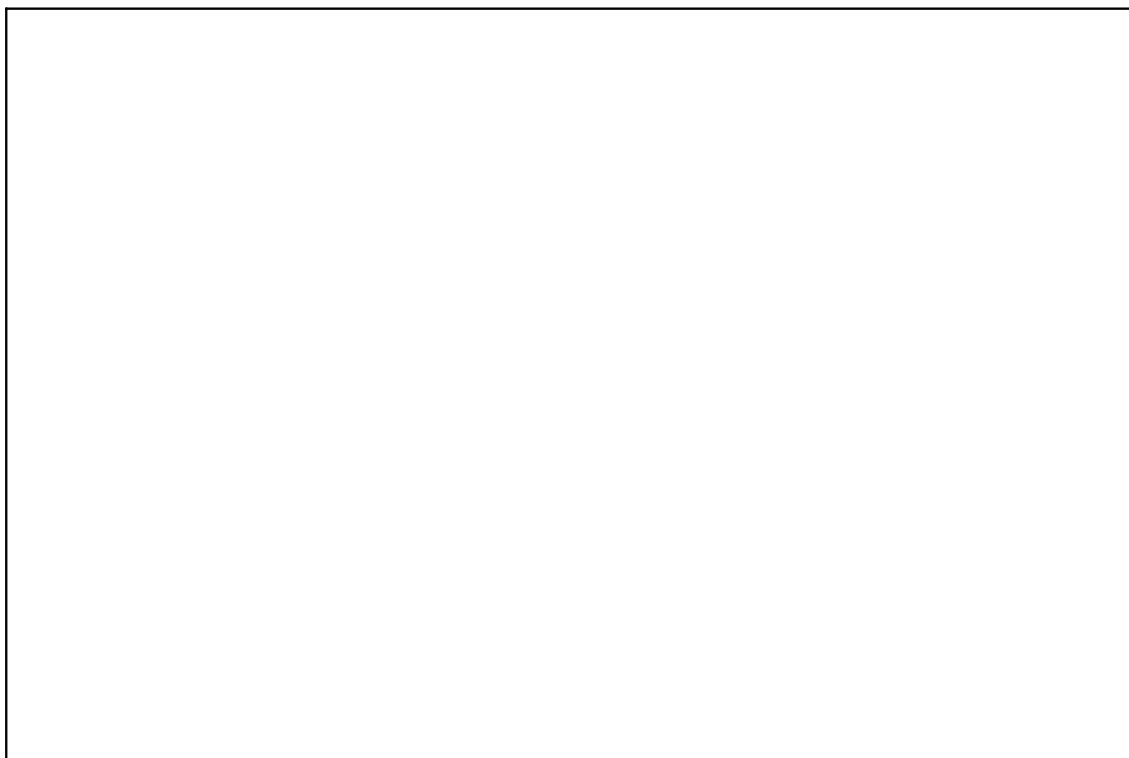
※ネットワークの接続構成図（「遠隔学習導入ガイドブック（第3版）」45ページを参照）を作成し添付してください。（様式任意。A4、1枚とする。）

※遠隔授業システムの接続形態について、上記に分類することが困難な場合（複数の形態で整備している場合など）は、下記に接続形態を具体的に記入してください。専門家の意見を踏まえ文部科学省において配点します。

※このページの構成を変えないこと。

(2) 遠隔授業における工夫した取組

例えばクラウドも活用した1人1台パソコンと連携した授業や、複数カメラや書画カメラを活用した授業など、遠隔授業を実施する際の効果的な工夫があれば下記に記入してください。



※10.5ポイント以上。1ページ以内で記入すること。

8 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（該当する欄に○）

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝10点	
認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝20点	
認定段階3＝30点	
行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝4点	

②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝10点	
新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝15点	
プラチナくるみん認定＝20点	

③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

ユースエール認定＝10点	
--------------	--

※このページの構成を変えないこと。

9 再委託に関する事項（該当する欄に○）

（1）再委託の有無

再委託あり	
再委託なし	

（2）再委託がある場合、その必要性

--

※10.5 ポイント。8行以内で記入すること。

（3）再委託を行う業務の範囲

--

※10.5 ポイント。8行以内で記入すること。

（4）再委託の相手方（予定を含む）

名 称：

代表者名：

住 所：

※このページの構成を変えないこと。

別紙様式3の添付資料①

COREネットワークを構成する高等学校等に関する資料

管理機関	
COREネットワークの名称	
学校名 (所在市町村)	()
最も近い高等学校名 (直線距離)	直線距離約 () km
主として配信校となる高等学校との距離	直線距離約 () km

1. COREネットワークの構成校に選定した理由

--

2. 遠隔授業に必要な機器 (1校あたり)

機器等の種類	個数	整備状況		
		委託費 により 整備予 定	設置者負担	
			整備 予定	整備済

3. 遠隔授業システムを常設する教室の数 (令和3年度中に整備予定の教室を含む。)

遠隔授業システムを常設する教室数	教室
------------------	----

4. 令和5年度(事業最終年度)に遠隔授業で開設する科目数等(受信校のみ)

遠隔授業を実施する予定の合計科目数	科目
遠隔授業で実施する科目の合計単位数	単位

※別紙様式3の別添②-2参照

※このページの構成を変えないこと。

遠隔授業を行う教科・科目に関する説明資料（一覧表）

受信学校名		課程	学科	遠隔授業を実施する教科		開設 学年	遠隔 授業 開始 年度	遠隔授業を実施する主な理由				必修・選択 科目の別		単位数	遠隔授業を行う 教室の状況		令和3年 度に10時 間以上遠 隔授業を 実施（試 行実施を 含む。）	
				教科名	科目名			多様な教 科・科目 開設	習熟度別 指導	免許外教 科担任制 度の解消	その他	必修	選択		機器を 常設す る教室 で実施	機器を 移動し て実施		
計								0						0	0	0	0	0

別紙様式 3 の添付資料②- 2

遠隔授業を行う教科・科目に関する資料

受信校名			課程	
			学科	
教科			開設学年	
科目			遠隔授業開始年度	
配信校名			配信教室の生徒の有無	
同時に受信する学校(学年)			(年)	(年)
			(年)	(年)
遠隔授業で実施する主な理由			多様な教科・科目の開設	
			習熟度別指導の実施	
			免許外教科担任制度の解消	
			その他(理由を記入)	
単位数			必修・選択の別	
遠隔授業により期待される効果				
受信教室			遠隔授業システムが常設されている教室	
			遠隔授業を実施する時間のみ機器を搬入する教室	
授業回数			年間の授業回数(授業1回当たり50分換算とする。以下同じ。)	
			遠隔による授業回数	
			対面による授業回数(年間授業回数-遠隔による授業回数)	
受信教室に配置される者	教員		教員以外の職員	
			職名:	
教員以外の職員の配置により期待される効果				
令和3年度中に10回以上の遠隔授業(試行を含む。)を実施予定				

※このページの構成を変えないこと。

別紙様式 4

COREハイスクール・ネットワーク構想事業 目標設定シート

管理機関	
------	--

1. 本構想において、実現する成果目標の設定（アウトカム）

(1) 学びの基礎診断等により把握する生徒の学力の定着・向上の状況

	2年度（実績）	3年度	4年度	5年度
目標値				
実績値				
把握のための測定方法及び指標				

(2) 地域課題の解決等の探究的な学びに関する科目等の数（総合的な探究の時間を含む。）

	2年度（実績）	3年度	4年度	5年度
目標値				
実績値				

（参考）上記のうち、学校設定科目の数

	2年度（実績）	3年度	4年度	5年度
目標値				
実績値				

(3) 免許外教科担任制度の活用件数

	2年度（実績）	3年度	4年度	5年度
目標値				
実績値				
構成校				

(4) その他、管理機関が設定した成果目標

成果目標①：

	2年度（実績）	3年度	4年度	5年度
目標値				
実績値				
目標設定の考え方				

成果目標②：

	2年度（実績）	3年度	4年度	5年度
目標値				
実績値				
目標設定 の考え方				

2. COREハイスクール・ネットワークとしての活動指標（アウトプット）

(1) COREネットワークの構成校における遠隔授業の実施科目数

	2年度	3年度	4年度	5年度
実績				
見込み				

(2) 地元自治体等の関係機関とコンソーシアムを構築している学校数

	2年度（実績）	3年度	4年度	5年度
実績				
見込み				

(3) その他、管理機関が設定した活動指標

活動指標①：

	2年度（実績）	3年度	4年度	5年度
実績				
見込み				
活動指標 の考え方				

活動指標②：

	2年度（実績）	3年度	4年度	5年度
実績				
見込み				
活動指標 の考え方				

管理機関名	
ネットワーク名	

**地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業
(COREハイスクール・ネットワーク構想) 所要経費**

経費区分	事業規模 ①+②	委託費 申請額 ①	管理機関 負担額 ②	積算内訳	備 考 ※赤字は記入例	書類番号
1. 諸謝金	0			人 × 回 × 円 = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円	①, ② ⑥ ③ ※管理機関負担	
2. 旅費	0			人 × 回 × 円 = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円	⑤	
3. 借損料	0			台 × 月 × 円 × = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円		
4. 会議費	0			時間 × 回 × 円 × = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円		
5. 通信運搬費	0			枚 × 円 × = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円		
6. 消耗品費	0			個 × 円 × = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円		
7. 雑役務費	0			× 円 × = 円 × 円 × = 円 × 円 × = 円 × 円 × = 円		
8. 人件費	0			日 × 月 × 円 = 円 = 円 = 円	①, ②	
9. 設備備品費	0			個 × 円 × = 円 円 = 円 円 = 円		
10. 消費税相当額	0			× 円 × = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円		
11. 一般管理費	0			円 × % = 0 円		
小計	0	0	0			
再委託費計※2						
合計	0	0	0			

<取組項目(経費使途)>

①教育課程共通化に関する連絡会議

②COREハイスクール・ネットワーク地域連携会議

③

:

:

④運営指導委員会

⑤報告書作成

:

など

再委託先	
------	--

管理機関名	
ネットワーク名	

**地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業
(COREハイスクール・ネットワーク構想) 再委託費所要経費**

経費区分	事業規模 ①+②	委託費 申請額 ①	管理機関 負担額 ②	積算内訳	備 考 ※赤字は記入例	書類番号
1. 諸謝金	0			人 × 回 × 円 = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円	①, ② ⑥ ③ ※管理機関負担	
2. 旅費	0			人 × 回 × 円 = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円	⑤	
3. 借損料	0			台 × 月 × 円 × = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円		
4. 会議費	0			時間 × 回 × 円 × = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円		
5. 通信運搬費	0			枚 × 円 × = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円		
6. 消耗品費	0			個 × 円 × = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円		
7. 雑役務費	0			× 円 × = 円 × 円 × = 円 × 円 × = 円 × 円 × = 円		
8. 人件費	0			日 × 月 × 円 = 円 = 円 = 円	①, ②	
9. 設備備品費	0			個 × 円 × = 円 円 = 円 円 = 円		
10. 消費税相当額	0			× 円 × = 円 円 = 円 円 = 円 円 = 円		
11. 一般管理費	0			円 × % = 0 円		
合計	0	0	0			

<取組項目(経費使途)>

①遠隔授業システム研修会

② : : : など

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業
 (COREハイスクール・ネットワーク構想)
 管理機関担当者名簿

(1) ネットワーク名			
(2) 管理機関名			
(3) 住所	〒		
(4) 電話番号等	代表		内線
	担当者直通		
	担当課メールアドレス		
	F A X		
(5) 担当者	所属・職名		
	氏名		

※メールアドレスは、担当課の組織アドレスを記入すること。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は名前とともに生年月日も記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

記入要領

1. 別紙様式1 申請希望調書

- (1) COREハイスクール・ネットワーク構想ごとに作成してください。1つの管理機関が複数の構想を申請する場合は、それぞれ作成してください。
- (2) 実行委員会方式による申請の場合には、「2. 実行委員会方式による申請の場合の構成機関等」の欄に、必要事項を記入してください。その際「(代表機関)」の欄には、実行委員会等の代表機関となる機関名及び当該機関の代表者名を記入してください。
- (3) 「4. COREハイスクール・ネットワークを構成する高等学校」欄は、次の要領で令和3年5月1日時点の見込みで記入してください。
 - ① 「課程」の欄は、「全日制」、「定時制」から選択してください。
 - ② 「学科」の欄は、当該課程に設置されている学科（機械科、電気科等）をすべて記入してください。
 - ③ 「在籍生徒数」の欄は、当該学校の在籍する令和3年5月1日の見込みの生徒数を記入してください。
 - ④ 「設置者」の欄は、「都道府県立」「市町村立」「国立」「私立」「株立」から選択してください。なお、公立大学法人の場合は、「都道府県立」を選択してください。
- (4) 「管理機関担当者連絡先」の「担当課メールアドレス」欄は、本事業を担当する課の代表メールアドレス等、提出後本事業に関する連絡が可能な組織としてメールアドレスを記入してください。

2. 別紙様式2 申請書かがみ

- (1) 実行委員会方式による申請の場合には、「管理機関」には実行委員会等の名称を、「代表者職氏名」には、実行委員会等の代表機関の名称と当該機関の代表者名を記入してください。

【例】					
管理機関	●●	●●	実行委員会		
代表者職氏名	●●	●●	県教育委員会	教育長	●● ●●

- (2) 「2. COREハイスクール・ネットワークを構成する高等学校等」欄は、欄が不足する場合には、適宜追加して記入してください。
- (3) 別紙様式2について、押印は不要です。

3. 別紙様式3 構想調書

- (1) 各項目について、指定されている文字サイズ及び行数以内で記入してください。
- (2) 「COREネットワークを構成する学校の状況」欄は、次のとおり、令和3年5月1日時点の見込みで記入してください。その際、欄が不足する場合には、追加して差し支えありません。なお、全日制課程と定時制課程はそれぞれ1の学校として記入してください。
 - ① 教員数は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師（非常勤の者を含む。）の実人数とします。

- ② 複数の学科を設置する課程の生徒数及び教員数は、それぞれ全ての学科の合計数とします。
- (3) 「コンソーシアムの体制」欄は、コンソーシアムを構成する学校ごとに記入してください。複数の高等学校等で一つのコンソーシアムを構成する場合には、まとめて記入してください。なお、欄が不足する場合には追加して差し支えありません。また、主として配信校となる高等学校等でコンソーシアムを構築するしない場合は、当該学校については記入不要です。
- (4) 「令和3年度の調査研究計画」について、採択後の委託契約締結の事務手続きが4月以降となる予定です。このため、令和3年度の調査研究計画については、早くても5月以降に調査研究に着手するものとして作成してください。
- (5) 「遠隔授業システムの接続形態・ネットワーク環境」欄は、令和2年度末の整備状況の見込みで記入してください。
- (6) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」欄は、管理機関（実行委員会方式の場合には、当該実行委員会の代表機関とする。）の状況について該当する場合に、記入してください。なお、地方公共団体が管理機関となる場合には記入は不要です。

4. 別紙様式3の添付資料

(1) 添付資料①COREネットワークを構成する高等学校等に関する資料

- ① COREネットワークを構成する全ての高等学校等について、学校ごとに、各学校1ページで作成してください。
- ② 「COREネットワークの構成校に選定した理由」は、主として配信校となる学校の場合は、配信校としての選定理由を記入してください。
- ③ 「機器等の種類」の欄は、本事業実施に際して、遠隔授業で必要となる主な設備機器について記入すること。なお、消耗品として購入する機器や、リース契約によるものも含めて記入してください。
例：遠隔会議システム、大型提示装置（60インチ）、ビデオカメラ 等
- ④ 「整備状況」の欄は、該当する箇所には○を記入してください。
- ⑤ 「遠隔授業システムを常設する教室数」の欄は、主として遠隔授業を実施するための教室として必要な機器を常設する教室数（令和3年度中に整備予定の教室を含む。）を記入してください。なお、遠隔授業のたびに教室を移動して機器を設置する場合には「0」としてください。
- ⑥ 「令和5年度（事業最終年度）に遠隔授業で開設する科目等数（受信校のみ）」の欄は、令和5年度に受信校において遠隔授業により開設する予定の科目等の数及び当該科目等の単位数の合計数を記入してください。なお、科目等の数と単位数の合計数は、別添資料②-2の数の合計数として記入してください。

(2) 添付資料②-1及び②-2遠隔授業を行う教科・科目に関する資料

- ① （添付資料②-1）は、（添付資料②-2）の集計表です。（添付資料②-2）に記載する事項のうち、「受信校名」、「課程」、「学科」、「教科」、「科目」、「開設学年」、「遠隔授業開始年度」、「単位数」を転記するとともに、「遠隔授業で実施する主な理由」、「必修・選択の別」、「受信教室」、「受信教室に配置される者」「令和3年度

中に10回以上の遠隔授業（試行を含む。）を実施予定」について、該当欄に○を記入してください。

- ②（添付資料②-2）は、令和5年度までに遠隔授業により開設を計画している全ての教科・科目について、学校毎、学年毎に開設する教科・科目の状況を1ページで作成してください。
- ③「遠隔授業開始年度」の欄は、正規の教育課程として実施を開始する年度を記入してください。
- ③「配信教室の生徒の有無」の欄は、授業を配信する教室にも生徒がいる場合には「有」を、配信する教室に生徒がいない場合には「無」を記入してください。
- ④「必修・選択の別」の欄は、特定の学科・コース等に属する生徒に対して必修としている場合は、「必修」としてください。
- ⑤「遠隔授業を受信する教室」の欄は、該当する欄に「○」を記入してください。なお、令和3年度中に遠隔授業システムを常設する教室を整備する場合には、「遠隔授業システムが常設されている教室」の欄に記入してください。
- ⑥「受信教室に配置される者」の欄は、教育職員免許状を有する教諭、講師等を配置する場合には、「教員」の欄に○を、教育職員免許状を有しない職員を配置する場合には「教員以外の職員」の欄に配置する者の職名を記入してください。
- ⑦「令和3年度中に10回以上遠隔授業（試行を含む。）を実施」の欄は、該当する場合に「○」を記入してください。なお、正規の教育課程の授業としての遠隔授業の開始が令和4年度からであっても、令和3年度中に試行的に10回以上遠隔授業を実施する場合を含めて差し支えありません。

5. 別紙様式4 目標設定シート

(1) 成果目標（アウトカム）について

- ①「学びの基礎診断等により把握する生徒の学力の定着・向上の状況」は、COREネットワークにおいて、主として受信校となる構成校における学力の状況に関する成果目標としてください。その際、学力の状況を把握する指標をあわせて記入してください。
- ②「地域課題解決等の探究的な学びに関する学校設定教科・科目数」は、COREネットワークの構成校において開設されている科目数を記入してください。
- ③「免許外教科担任制度の活用件数」は、COREネットワークの構成校において、免許外教科担任制度の活用件数を記入してください。あわせて、COREネットワークを構成する学校数を記入してください。
- ④「その他、管理機関が設定した成果目標」には、1つ以上管理機関が設定する成果目標を記入してください。

(2) 活動指標（アウトプット）について

- ①「遠隔授業の実施科目数」は、COREネットワークの構成校において実施されている遠隔授業の実施科目数について、受信校の学年毎に開設されている遠隔授業の科目の合計数を記入してください。
- ②「地元自治体等の関係機関とコンソーシアムを構築している学校数」は、COREネットワークの構成校のうち、地元自治体等の関係機関とコンソーシアムを構築している学校数を記入してください。なお、例えば3校で1つのコンソーシアムを構成している場合には、コンソーシアムを構築している学校数は3校とします。

- ③ ④「その他、管理機関が設定した活動指標」には、1つ以上管理機関が設定する活動指標を記入してください。
- (3) 記入欄が不足する場合には、欄を追加して差し支えありません。

6. 別紙様式5-1、5-2 所要経費

- (1) 「管理機関負担額」には、事業全体の規模を把握するため、管理機関において負担する経費について計上してください。計上した項目については、項目毎に備考欄に管理機関負担額であることが分かるよう記入してください。
- (2) 取組の一部を再委託する場合は、「再委託先所要経費」(別紙様式5-2)を提出してください。なお、再委託先が複数ある場合は、それぞれについて作成してください。
- (3) 積算の根拠となる書類(謝金単価基準、見積等)を添付してください。また、根拠となる書類には書類番号を付し、「書類番号」欄に該当する書類の番号を記入してください。
- (4) 積算内訳だけでは内容が不明瞭な場合には備考欄に記入してください。なお、備考欄に記入しきれない場合については、別紙を添付しても差し支えありません。(別紙様式は特に指定しませんが、用紙はA4判としてください。)
- (5) 消耗品(概ね10,000円以上)や図書等については、見積書やカタログ等の根拠書類に必要性を説明する資料を添付してください。

7. 別紙様式6 管理機関担当者名簿

- (1) 「管理機関名」の欄は、実行委員会方式の場合は、当該実行委員会等の名称を記入し、()書きで当該実行委員会等の代表機関の名称を記入してください。
- (2) 「担当課メールアドレス」の欄は、本事業を担当する課の代表メールアドレス等、提出後本事業に関する連絡が可能な組織としてのメールアドレスを記入してください。

8. 別紙様式7 誓約書

「誓約書」は、地方公共団体、国公立大学法人が事業の申請者となる場合は、提出不要です。

9. 令和3年度に在籍する全ての学年の教育課程表

- (1) 【参考】「令和3年度の教育課程表【例】」を参考に、COREネットワークを構成する全ての高等学校等(主として送信担当する学校を含む。)の教育課程表を、学科・コース毎、入学年度毎に作成し、提出してください。その際、遠隔授業により開設される教科・科目について、開設される学年の単位数を網掛け表示してください。
- (2) 当該学校に複数の学科がある場合には、遠隔授業を行わない学科の教育課程表も提出してください。
- (3) 全日制課程と定時制課程を併置する場合においては、本事業により遠隔授業を実施する課程の教育課程表のみ提出してください。

10. 遠隔授業ネットワークの接続構成図

遠隔授業ネットワークの接続状況が分かる接続構成図を「遠隔学習導入ガイドブック（第3版）」の45ページを参照し作成（様式任意。A4、1枚とする。）し、提出してください。

※参考URL

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/13/1409199_002.pdf

遠隔授業を行う教科・科目に関する資料【記入例】

この資料は、令和5年度までに遠隔授業により開設予定の各科目について、「受信校」の学年毎に作成してください。なお、複数の学校が同時に同じ科目を受信している場合には、それぞれの学校毎に作成してください。

受信校名	〇〇県立●●高等学校		課程	全日制
			学科	普通科
教科	理科	開設学年	第2学年	
科目	物理	遠隔授業開始年度	令和4年度	
配信校名	〇〇県立▲▲高等学校		配信教室の生徒の有無	無
同時に受信する学校(学年)	〇〇県立◆◆高等学校(2年)		(年)	
	(年)		(年)	
遠隔授業で実施する主な理由	<input type="radio"/>	多様な教科・科目の開設		
	<input type="checkbox"/>	習熟度別指導の実施		
	<input type="checkbox"/>	免許外教科担任制度の解消		
	<input type="checkbox"/>	その他(理由を記入)		
単位数	4単位	必修・選択の別	選択	
遠隔授業により期待される効果	〇〇……(期待される効果を記入)			
受信教室	遠隔授業システムが常設されている教室			
	<input type="radio"/>	遠隔授業を実施する時間のみ機器を搬入する教室		
授業回数	140	年間の授業回数(授業1回当たり50分換算とする。以下同じ。)		
	124	遠隔による授業回数		
	16	対面による授業回数(年間授業回数-遠隔による授業回数)		
受信教室に配置される者	教員		教員以外の職員	
			職名:実習助手	
教員以外の職員の配置により期待される効果	〇〇……(期待される効果を記入)			
令和3年度中に10回以上の遠隔授業(試行を含む。)を実施予定				<input type="radio"/>

受信校名欄が「◆◆高校」、同時に受信する学校欄が「●●高校」とする資料もあわせて提出してください。

該当欄に「○」。その他の場合は理由を記入してください。

教育課程に位置付けて実施する授業の回数を記入してください。(試行は除く。)

受信教室に教員を配置する場合には教員の欄に「○」、教員以外の職員を配置する場合は、「教員以外の職員」の欄にその職名を記入してください。

試行を含め、令和3年度中に10回以上の遠隔授業を実施する場合は「○」を記入してください。

令和3年度入学者の教育課程表【例】

教育課程表の例
遠隔授業を実施する予定の学年・科目の単位を網掛表示すること。
生徒が在学する全ての学年について、入学年度毎に作成すること

学校名	
大学科	
小学科・コース	

教科	学年（学級数）		第1学年 （学級数1学級）	第2学年 （学級数1学級）		第3学年 （学級数1学級）		
	科目・標準単位数	類型		共通	共通	選択	共通	選択1
国語	国語総合	4	4					
	国語表現	3						
	現代文A	2						
	現代文B	4		2		4		
	古典A	2		2				
	古典B	4						
地理歴史	世界史A	2				3		
	世界史B	4						
	日本史A	2						
	日本史B	4	4					
	地理A	2						
	地理B	4						
公民	現代社会	2		2				
	倫理	2					3	
	政治・経済	2						
数学	数学I	3	4					
	数学II	4		4				
	数学III	5						
	数学A	2				3		
	数学B	2					3	
	数学活用	2						
理科	科学と人間生活	2	3					
	物理基礎	2						
	物理	4				2		
	化学基礎	2						
	化学	4						
	生物基礎	2		4				
	生物	4						
	地学基礎	2				4		
	地学	4						
	理科課題探究	1						
保健体育	体育	7～8	3	3		3		
	保健	2	1	1				
芸術	音楽I	2	2					
	音楽II	2		2				
	音楽III	2						
	美術I	2						
	美術II	2						
	美術III	2						
	工芸I	2						
	工芸II	2						
	工芸III	2						
	書道I	2						
	書道II	2						
	書道III	2						
	外国語	コミュニケーション英語基礎	2					
コミュニケーション英語I		3	3					
コミュニケーション英語II		4		2		2		
コミュニケーション英語III		4						
英語表現I		2			2			
英語表現II		4						
英語会話		2						

令和3年度入学者の教育課程表【例】

教育課程表の例
遠隔授業を実施する予定の学年・科目の単位を網掛表示すること。
生徒が在学する全ての学年について、入学年度毎に作成すること

学校名	
大学科	
小学科・コース	

教科	学年（学級数）		第1学年 （学級数1学級）	第2学年 （学級数1学級）		第3学年 （学級数1学級）		
	科目・標準単位数	類型		共通	共通	選択	共通	選択1
家庭	家庭基礎	2						
	家庭総合	4	2	2				
	生活デザイン	4						
情報	社会と情報	2	2					
	情報と科学	2						
専門教育	英語	英語理解	4					4
	商業	簿記	2～6		2			4
		情報処理	2～6		2	2		
	家庭	生活と福祉	2～8					
		フードデザイン	2～6				3	
								4
総合的な探究の時間		3～6	1	1		1		
履修すべき単位数の合計			29	27	2	22	3	4
			29	29		29		